

## ■資料

日本建築学会図書室所蔵妻木文庫中の  
建築法規関係資料

石田 頼 房\*

## 解 説

1889年10月9日の東京市区改正委員会で建築条例調査委員の撰定が議題となり、芳川顕正委員長は建築条例案は「妻木頼黄ニ囑託シ漸ク稿ヲ脱シテ拙者迄差出セリ」と述べ、この案を検討する7名の委員を選任したことまでは東京市区改正委員会議事録第三十七号に見えるが、その案はどのようなものであったか、その審議の経過と結末については何ひとつわかっていなかった。この建築条例案が廃案になったということだけが幾つかの文献で述べられていただけである。

ところが、この時期の建築条例案と思われるものが、日本建築学会の倉庫から、学会の移転を機会にした整理により発見された。しかも、当の妻木頼黄の寄贈資料の中から発見されたのである。幻の建築条例案は、あるべき所にあったのである。

ただ、これ等の建築条例案が確かに東京市区改正委員会当時のものであるという証拠はない。総合都市研究19号の建築線制度に関する研究・その8で、建築線制度の研究に必要な限りで草案の関連条文を検討し、これ等の草案が東京市区改正委員会当時のものであると考えた根拠を示しておいたが、全般的には今後の研究にまつところが多い。

ここでは、妻木文庫の中にどのような建築法規関連資料があるのかについてのリストと若干の解説をのせ、重要と思われる草案の内2つを選んで収録し、研究資料として提供することとしたい。なお、ここに収録しなかった(ア)東京建築規則草按、(イ)東京家屋建築条例の全文が日本建築学会建築計画委員会建築基準小委員会『建築法令の研究・12』1983年9月に収録されている。これを機会に日本の建築法制史研究が発展することになれば幸いである。妻木文庫の調査については、建築学会図書室の土崎紀子さんに大変お世話になった。末筆ながらお礼を申しあげたい。

## 資料—1 妻木文庫建築条例資料リスト

資料を、草案類、検討用作業メモ・資料、外国文献に分類し、体裁・内容についての若干の解説をつける。

なお、(ア)(イ)などの符号は同文のものには同じ符号を付し、数点あるものには技番号をつけた。全体として草案類9種類19点、検討作業メモ・資料類11種類16点、外国文献9種類9点。なお他にドイツ語文献が2点あるが直接建築条例と関係する所が少ないのでリストからは省略した。

\*東京都立大学都市研究センター・工学部

説明文中、特記していない資料はこよりで綴じてあり、ただ「印刷物」と書いてあるものは、青色刷の印刷物であり、コンニャク版又は陽画の類と思われ、100年近くを経過し保存状況はあまり良くない。版形は大よその大きさを示した。又、押ししてある印章には次の様なものがある。

- 東京府印：タテ45mm×ヨコ45mm。東京府の文字あり。
- 東京府土木課印：タテ28mm×ヨコ28mm。東京府土木課の文字。
- 内務省地理局印：タテ33mm×ヨコ33mm。内務省地理局の文字。
- 妻木文庫印：タテ35mm×ヨコ35mm。妻木文庫の文字。
- 妻木図書印：長径45mmの横長楕円形。中に第641号、妻木図書印、10冊ノ内〇〇の文字。学会で整理した時のものと思われる。
- 寄贈印：タテ90mm×ヨコ51mm。周囲に飾り縁。中に「工学博士妻木頼黄遺書 男 二郎寄贈」の文字。
- 妻木印：普通の楕円形の認印。一種類ではない。なお、草案・資料リスト中次のものは、ここに示す順序でこよりで一冊に綴じてあり、これは建築学会の所蔵になった当時からそうになっていたものと思われる。(ウ)ー2, (ウ)ー4, (エ)ー2, (エ)ー3, (ウ)ー2, (サ)ー2, (ク), (ス)ー3, (ケ)ー3, (セ), (タ)ー2, (ス)ー2。

### 建築条例草案類

#### (ア)ー1 東京建築規則草按

- 警視庁の罫紙に墨書、和とじ本。表紙に東京府、東京府土木課、妻木文庫の印あり。
- 9章89条の条文を添削し、9章97条に改めたものを清書してある。添削の前後が明瞭にわかる。
- 東京市区改正区域を適用区域とし、更にそれを内区外区に区分し、制限の内容を変えている。

#### (ア)ー2 東京建築規則

- 内務省のゴバン目入和紙に墨書。こより綴じ。表紙に内務省地理局印、妻木文庫印あり。

- 内容は(ア)ー1と全く同じ、但し文中では「東京」の文字を使う。

#### (イ) 東京家屋建築条例 妻木稿

- 内務省のゴバン目入和紙に墨書。こよりとじ。表紙に内務省地理局印、妻木文庫印、妻木印あり。
- 105条に罰則5項。
- 適用区域は、ほぼ(ア)案の内区に相当する区域に加えて、その外の5幹線道路ぞい。
- 一部に付箋がついている他、欄外に〇×の記号あり。
- 大河原春雄著『建築法規の変遷とその背景』に「東京家屋建築条例(案)(大正8年11月)」として紹介されているのはこの案と見られる。

#### (ウ)ー1 東京家屋建築条例

- A4版印刷物31頁。表紙に妻木文庫印。書込みなし。
- 3章100条と罰則5項。

#### (ウ)ー2 東京家屋建築条例

- 上のものと全く同じ印刷物。鉛筆で多数の書込みあり。

#### (ウ)ー3 東京家屋建築条例修正ノ分

- (ウ)ー1と全く同じ印刷物。表紙の「修正ノ分」は朱で書込み。表紙に妻木文庫印あり。
- 裏表紙に「十八日、二十四日九時ヨリ」の書込み。
- 本文中に第13条までは丁寧な朱字で、後半は鉛筆で多数の書込みあり。書込み内容は(ウ)ー2とほぼ同じだが、多少異なる箇所あり。

#### (ウ)ー4 東京家屋建築条例

- 内容は(ウ)ー1と同じだが、異なる印刷物。A4版26頁。(ウ)ー1の墨による浄書のコピーと見られる。表紙に辰野宗白印あり。
- 本文中に多数の書込みあり。書込み内容は(ウ)ー3とほぼ同じ。表紙に朱で「三十一号」と記入あり。
- 表紙に「十一日午後四時ヨリ、二十二日午前九時ヨリ、二十五日」の鉛筆書込みあり。裏表紙に「十五日午前九時ヨリ」の鉛筆書込みあり。

- (エ) 1 東京家屋建築条例 調査会第一次会決議  
 ○ A 4 版印刷物27頁。表紙に妻木文庫印。書込みなし。  
 ○ 条文番号がないが、86条と罰則5項。  
 ○ (ウ)の修正分を印刷したものと見られる。  
 ○ 欄外に「跡廻シ」「家並線ハ別ニ定ムルコト」等の決定内容も印刷。
- (エ) 2 東京家屋建築条例 調査会第一次会決議  
 ○ (エ) 1と同じ印刷物。  
 ○ 裏表紙に「建物ノ出入口ハ引戸又ハ外開戸ヲ設置スベ」の鉛筆書込みあり。
- (エ) 3 東京家屋建築条例 調査会第一次会決議  
 ○ (エ) 1と同じ印刷物。  
 ○ 表紙裏に「○印ハ新建築条例ニ省キシモノナリ」の鉛筆書込みあり。  
 ○ 本文の条文の上に○印。条文中に墨の書込み少々あり。○印は15条分ついている。
- (オ) 1 東京市家屋建築条例 妻木稿  
 ○ 東京市区改正委員会の罫紙使用。墨書き、こよりとじ。表紙に妻木文庫印、妻木印、妻木図書印あり。  
 ○ 本文のタイトルは「東京家屋建築条例」とある。  
 ○ 6章154条と罰則5項。  
 ○ 適用区域は東京市となっている。  
 ○ 大河原春雄著の前提書に「東京市家屋建築条例(案)」として紹介しているのはこの案と見られる。
- (オ) 2 東京家屋建築条例  
 ○ (オ) 1と同文のものA 4版印刷物、30頁。表紙に妻木文庫印あり。  
 ○ 表紙に「月水金四時より」の鉛筆書込みあり。
- (オ) 3 東京家屋建築条例  
 ○ (オ) 2と全く同じ印刷物。妻木文庫印。書込みなし。
- (カ) 東京市建築条例  
 ○ A 4版印刷物、44頁。表紙に妻木文庫印、妻木図書印、寄贈印あり。  
 ○ 19章189条。以下欠落。おそらく後に第20章罰則等なお数条あったと思われる。  
 ○ 鉛筆による修正書込み多数。但し第12章101条まで。
- (キ) 東京市建築条例  
 ○ B 5版印刷物、38頁。表紙に妻木文庫印、妻木印あり。  
 ○ 表紙に墨で、明治廿七年十二月三日の書込みあり。  
 ○ 20章153条。印刷された条文は(カ)の修正された条文とかなり良く一致する。  
 ○ 本文中に鉛筆による無数の修正書込み。上部欄外に「可」「修正」「消除ノ見込」「跡廻シ」などの決定事項と思われるものが条文ごとに書込まれる。興味ある点としては「森田氏ニ托ス」「中濱君ニ願ウ」「辰野氏出席迄延スコト」などが上部欄外にある。  
 ○ 適用区域は東京市内となっている。
- (ク) 東京市建築条例衛生事項舛按  
 ○ A 4版印刷物、本文6頁。表紙に廃案と朱書。  
 ○ 表紙裏に「草案凡例」があり、その二に「朱書ハ権設ノ順序区分ナルヲ以テ正按ニ組入ルルトキハ冊除スベキモノトス」とある。  
 ○ 第四までに区分され、条数は18条ある。第一、第二、第○条等の文字は桃色、これが前記凡例の朱書に当たるとされる。本文タイトルは「東京市建築条例(衛生ニ関スル諸項)」とあり( )内は桃色。
- (ケ) 1 東京市建築条例中衛生事項草按  
 ○ A 4版印刷物、21頁。表紙に妻木文庫印。  
 ○ 70条。章番号はついていないが幾つかの章にわかれている。  
 ○ 第○条の数字の部分だけ、桃色。又、本文タイトルは「東京市建築条例衛生ニ関スル事項」で「衛生…以下は桃色の字。  
 ○ 「第六十九条 建築調査局ニハ医員名ヲ置ク」などという規定もあり、全体に公衆衛生の立場から立案された規定を含む。
- (ケ) 2 東京市建築条例中衛生事項草按  
 ○ (ケ) 1と全く同じ印刷物。表紙に妻木文庫印。  
 ○ ただし、8頁16条までで後は欠落。なお、この欠落部分と思われる一葉(57条~67条)が別にある。
- (ケ) 3 東京市建築条例中衛生事項草按

- (ケ)―1 と全く同じ印刷物。
- 鉛筆及墨で多数の書込みある。

### 検討作業メモ・資料

#### (コ) 無題メモ

- 東京府野紙, 12葉。墨書き, 一部鉛筆。こよりとじ。表紙なく最初の頁に妻木文庫印。
- 見出しとして「公路公場関係」「建物ノ位置及構造」「基礎」「裏屋」などがみられ, 又, 欄外に「烟筒ノ部」「出入口ノ部」「鍔ノ部」などの見出しがある。
- 野紙に書いた条文を1条ずつ切はなし, 野紙の上に貼りなおしてあるため条文番号は前後しているし, 条文番号のないものもある。編集作業資料と見られる。

#### (カ)―1 家並, 軒高, 張出

- A 4 版印刷物, 4 頁。
- 表紙なし, 最初の頁に妻木文庫印。
- 条文数 8 条。家並線関係及び高さ関係の条文を収録し, 内容が解説的で詳しい。

#### (カ)―2 家並, 軒高, 張出

- (カ)―1 と同じ印刷物, 表紙なし。
- 鉛筆, 墨の書込み多し。第三条の家並線に関連する条文の欄外に「明日古市ニ聞」の鉛筆書込みあり。古市は古市公威のことか。

#### (キ) 製造場位置制限

- B 5 版印刷物, 8 頁。表紙なし。
- 条文 8 条。

#### (ク)―1 公館集会場及戯場等

- A 4 版印刷物, 4 頁。表紙なし。
- 公館集会場, 6 項。戯場, 4 項。寄席, 4 項。
- 鉛筆書込み多数。

#### (ク)―2 公館集会場及戯場等

- (ク)―1 と全く同じ印刷物。
- 書込み多数。書込み内容は(ク)―1 とは異なる。

#### (ク)―3 公館集会場及戯場等

- (ク)―1 と同文であるが異なる印刷物。浄書したものの印刷か。書込みなし。

#### (ケ) 第三章裏屋ノ構造及通路制限

- A 4 版印刷物, 4 頁。
- 第61条―第67条と条文番号をふってある。裏

長屋関係の条文の検討資料か。

#### (ク)―1 現行建築規則抜萃

- A 5 版印刷物, 42 頁。表紙に妻木文庫印あり。
- 当時の警察関係の諸規則17種と「長屋建築規則案」2案(東京府案, 警視庁案)を収録している。
- 収録されている規則・布達類は, 最も古いもので明治9年9月5日内務省達「河岸地規則」, 最も新しいもので明治22年10月28日警察令「鍛冶鑄物及鑄掛工場取締規則」が含まれている。
- 「長屋建築規則案」に筆で書込みあり。

#### (ク)―2 現行諸建築規則抜萃

- (ク)―1 と全く同じ印刷物。表紙に妻木文庫印。

#### (ク)―1 劇場構造制限

- A 4 版印刷物, 5 頁。15項目。

#### (ク)―2 劇場構造制限

- (ク)―1 と全く同じ印刷物。

#### (ケ) 劇場取締規則

- B 5 版印刷物, 15 頁。表紙なし, 第1頁目に妻木文庫印。
- 条文数15条。墨で修正削除の書込み。

#### (ケ) 劇場取締規則

- B 5 版印刷物, 10 頁。表紙なし。第1頁目に秘の朱印と妻木文庫印。
- 条文数 9 条。(ケ)の修正後のものを印刷したものである。

#### (ケ) 劇場取締規則

- B 5 版印刷物, 8 頁。表紙なし。
- 第1頁目に秘の朱印。「未発モノニツキ秘密ニ御取扱ヲ乞フ」と朱字で書込。又, 表題の前に「十一月四日正員会ニ於テ審議了ノ分」の記載あり。
- 条文は 3 章 8 条。条文番号は飛びとびで 1, 3, 5, 6, 7, 12, 19, 21 条。
- これは, 1895 年に建築学会が警視庁の依頼でまとめた劇場取締規則の案と思われる。表紙の「正員会」は, 建築学会の正員会であろう。
- (ク)(ケ)(ト)もこの関係の資料か。

#### (ト) 無 題

- A 5 版ガリ版印刷物。1 頁目欄外に秘と朱書。

- 条文は4条分のみ。朱筆、鉛筆の書込あり。
- 内容は劇場関係である。

## 外国文献

以下のうち、最初の7点は合本してあるが、寄贈時にはバラバラであった可能性もある（一点づつ寄贈印がある）。

### (イ) 羅馬府建築条例

- A5版活版印刷物、54頁。表紙に寄贈印、妻木文庫印あり。
- 1887年2月14日公布のもの（1888年の修正を含む）の翻訳。

### (ロ) 独逸聯邦 巴威里国建築条例

- A5版活版、40頁。表紙に寄贈印、妻木印。見返しに妻木図書印あり。
- 1880年9月19日発布条例の翻訳

### (ハ) 伯林府建築条例

- A5版活版、120頁。表紙に寄贈印、妻木印。見返しに妻木図書印。
- 1887年1月15日公布条例の訳。解説書の訳か。
- 妻木頼黄「伯林府建築条例（抜萃）」『建築雑誌』4輯48号は、訳が異なるが同じ資料の翻訳の一部と思われる。

### (ニ) 仏国建築規則類纂

- A5版活版、104頁。表紙に寄贈印あり。
- 「仏国建築書第一冊ノ内第四章建物ニ係ルハル慣習及布告」と「巴里府特別ノ法令及ヒ条例」の2部よりなる。
- 「家屋ニ関スル仏国ノ法律条例及ヒ布告(一)~(八)」『建築雑誌』4輯46号~6輯63号、は訳は異なるが同じ資料の翻訳の一部と思われる。

### (ホ) 維也納市建築条例

- A5版活版。表紙に寄贈印、妻木印および入用の墨書あり。見返しに妻木図書印。
- 1868年12月2日の法律等の翻訳。

### (ヘ) 英国首府家屋建築条例抜萃

- A5版活版、73頁。表紙に寄贈印。
- 『工学会誌』59巻・60巻、1886に掲載された曾禰達蔵の翻訳抜萃をほとんどそのまま印刷したもの。
- 1878年の改正まで含まれる。

### (ヒ) 英国職工住所条例

- A5版活版、85頁。上の6点とは異なる体裁の印刷物。表紙に寄贈印あり。
- 1875年6月29日発布の「都府職工住所改良条例」の翻訳等。
- 最後に「明治20年2月刊行」とある。

### (フ) チカゴ府建築条例

- 和紙袋とじ、90頁。墨書。表紙に妻木文庫印、妻木印（2ヶ所）、妻木図書印あり。
- 「1875年チカゴ府下建築調査局設立ニ関スル条例」および「1877年チカゴ府区内家屋建築修繕及ヒ移動等ニ関スル条例」の翻訳。

### (ク) 建築条例参考書 全

- 警視庁野紙、和とじ本。墨書。体裁は表紙の紙も含めて(ア)―1と同じ。表紙に東京府印、東京府土木課印、妻木文庫印、妻木図書印、妻木印等あり。
- (ア)―1 東京建築規則草按の章、条番号を掲げ、それに対応する外国法令を抜萃して整理したものと見られる。
- 引用整理した外国法令には出典を「白義国」「普国」「チカゴ府」「仏国」「建築警察」「郷邑建築」「条例」などと略称して示している。

## 資料—2 東京市建築条例明治二十七年十二月三日

資料—1で掲げたりストの(キ)の草案の全文を資料として掲げる。リストの解説文に述べたように、B5版大の印刷物で、毛筆で書かれた原本をコンニャク版又は陽画コピーしたものと思われる。

鉛筆による多くの修正書込みがあるので、これ等の内本文に加えられた修正を次の様な表記方で収録した。抹消された部分は( )で囲んで示した。付加された部分はアンダーラインを付して示した。なお、消し過ぎ、消し残しが明らかな部分は修正してある。字体は現在の字体に直せるものは直した。

欄外の書込みを単に可と書いてあるものを除いて示せば次の様である。書込み場所はいずれも上部欄外。

- 第十二条：五条二項ナル  
 第十三条：本日議題ニ登□  
 第十七条：十七条□□一条ヲ追加ス  
 第二十八条：他へ転ズベシ  
 第三十五条：消除ノ見込  
 第四十四条：入レ場所ヲ撰ムベシ  
 第五十条：修正  
 第六十三条の「道路、広場……」の前から引出し欄外に：適当ノ場所ニ嵌入  
 第八十二条：修正ヲ要ス  
 第九十四条：八十二条ニ加入スベシ  
 第九十五条：通則入ベシ  
 第百条：中濱君ニ願ウ  
 第百六条：四月十九日  
 第百八条：跡廻森田君願ウ  
 第百七条：辰野氏出席迄延スコト  
 第二百一十一条の最後：右修正  
 第二百二十三条：跡廻シ  
 第二百三十二条：跡廻シ  
 第二百四十九条：森田氏ニ托ス

なお、本草案は、本号の「建築線制度に関する研究・その8」で行なつた予備研究によれば、表紙に書かれた明治二十七年末頃に検討されていた草案と見て大きな矛盾はなく、東京市区改正委員会建築条例取調委員会が検討していた草案の、かなり遅い時期のものと考えて良いと思われる。

## 第一章 総 則

- 第一条 本条例ハ建物ノ堅固火災震災防禦市街ノ美観及（建物ニ関スル）公衆ノ衛生等総テ建築ニ係ル事ヲ制定スルモノトス  
 第二条 本条例ハ東京市内ニ施行ス  
 第三条 本条例ノ規程ニ依リ難キ建築ヲナサントスルトキハ特ニ建築調査局ノ認可ヲ受クヘシ  
 第四条 建築ヲナサントスルトキハ建築調査局ニ於テ定ムル所ノ（家並線及）水準ニ従フベシ

## 第二章 （建築）認可及検査

- 第五条 建築ヲナサントスルモノハ其新築、増築若クハ改築タルヲ問ハス地所并建物ノ百分一ニ当レル図面及仕様書各二通ヲ以テ建築調査局ニ

届出テ認可ヲ受クヘシ

- 第六条 前（項）条ノ届書ニハ其工事（ヲ担当スルモノ）ヲ監督スル建築師ノ連印ヲ要ス  
 第七条 建築調査局ハ図面及仕様書ヲ審査シ必要ノ場合ニ於テハ更ニ詳細図ヲ徴シ適当ト認メタルトキ認可証ヲ付与ス認可証ハ之ヲ付与セシ日ヨリ一ヶ年内工事ニ着手セサルトキハ其効ヲ失フモノトス  
 第八条 建築調査局ハ建築図面及仕様書ヲ審査シ本条例ニ違（ヒ又ハ市街ノ美観ヲ損スルモノ）フ者ト認ムルトキハ之ヲ（許）認可セサル（コトアルヘシ）ベシ  
 第九条 認可ヲ経タル建築仕様ヲ改メントスルトキハ更ニ其部分ノ図面及仕様書ヲ建築調査局ニ差出シ認可ヲ受クヘシ  
 第十条 認可ヲ経タル建築図面及仕様書ハ建築調査局（ノ）巡視員ノ閲覽ニ供スル為メ其建築場ニ備ヘ置クヘシ  
 第十一条 建築調査局（ノ）巡視員ハ建築場ヲ巡視シ図面及仕様書ニ違フモノア（ルト）リト認ムルトキハ其工事ヲ停止スルコトアルヘシ  
 第十二条 特別ノ重量ヲ支持スヘキ柱梁ノ仕様書ニハ其抗力ノ計算ヲ書入ルヘシ  
 第十三条 （在来ノ煉瓦及石造建物ニ新ニ出入口又ハ窓ヲ設ケントスルトキハ其仕様書ヲ）（建物ニ大修繕ヲ加ヘントスル時ハ其図面）在来ノ建設物ニ模様換ヲ為サントスル時ハ其仕様書ヲ建築調査局ヘ（差）願出シ（認）許可ヲ受クヘシ  
 第十四条 住屋ハ使用前建築調査局ヘ届出検査ヲ受クヘシ  
 第十五条 （公園、庭園ニ於テ本則ニ依ラサル建築ヲナサントスルトキハ特ニ建築調査局ノ認可ヲ受クヘシ）  
 第三章 危険家屋  
 第十六条 建築調査局ニ於テ建物ニ破損ヲ生シ危険ナルカ又ハ健康ニ害アリテ差置キ難シト認メタルトキハ豫メ期日ヲ定メ建物主ニ修繕又ハ取崩シヲ命スヘシ  
 但必要ト認ムルトキハ現住者ニ（移転）立退

ヲ命スルコトアルヘシ

第十七条 前条ノ場合ニ於テ建物主命令ニ応セサルトキハ建築調査局之ヲ施行シ其費ハ建物主ヲシテ弁償セシムヘシ

但建物主其費ヲ弁償セサルトキハ其建物又ハ取崩シタル材料ヲ公売シテ其費ニ充テ剰余アルトキハ之ヲ返与シ不足アルトキハ之ヲ追徴スヘシ

#### 第四章 工事監督者

第十八条 建築ヲナサントスルトキハ必ス建築師ヲシテ工事ヲ監督セシムヘシ

第十九条 建築師ハ建築専門ノ学士及建築調査局ニ於テ其定ムル程度ニ隨ヒ認可シタル者ニ限ル  
第二十条 (建築師ハ其監督セル工事全般ノ責ニ任スヘシ)

#### 第五章 道路及広場ノ関係

第二十一条 道路、広場及公園ニ面スヘキ建物ハ特別ノ期定在ル物ノ外ハ(東京府)建築調査局ニ於テ定メタル家並線ニ沿フテ建築スヘシ

第二十二条 道路及広場ニ(面セサル木造屋ニハ道路若クハ広場ニ)通スル裏屋ノ路次ハ幅六尺以上(ノ路次ヲ設クヘシ)タルベシ

但門戸、柵等ヲシテ路次ノ幅員ヲ減セシムヘカラス

第二十三条 家並線ヨリ引下ケテ建築セントスルモノハ建築調査局ヘ願出テ認可ヲ受ケ家並線ニ沿ヒテ緑牆ヲ設クヘシ

但緑牆ヲ設クルコトヲ得サル理由アルモノハ建築調査局ノ認可ヲ受クヘシ

第二十四条 高サ八尺以(内)下ノ処ニ於テ前壁面ヨリ一尺以上家並線外ヘ庇ヲ突出セシムルコトヲ得ス

第二十五条 家並線外ニ突出スル出窓及縁側ハ巾四十八尺以上ノ街路ニシテ高サ十二尺以上ニアラサレハ前壁面ヨリ三尺以上突出セシムルコトヲ得ス煉瓦及石造ノ建物テハ其前壁面ヨリ其壁厚以上煉瓦又ハ石造ノ突出ヲ成スベカラズ  
(第二十六条 第二十四条第二十五条ニ規程シタル場合ヲ除クノ外家並線外ニ突出シタル構造ヲ

ナサントスルトキハ建築調査局ノ認可ヲ受クヘシ)

(第二十七条 道路若クハ広場ニ沿ヒ建築ヲナサントスルトキハ建築調査局ヘ申出家並線及道路高低線ノ指示ヲ請フヘシ)

第二十八条 都テ建物ノ高低ハ建築調査局ニ於テ定メタル道路高低線ノ建造物中央ニ当ル点ヨリ測ルヘシ

第二十九条 家並線ニ沿ヒタル(家屋ニ於テ道路高低線)出入口及窓ノ戸ハ水準線ヨリ高サ八尺以下ニ(設クル出入口及窓ノ戸ハ外ニ向ツテ開クヘカラス)アリテハ内開キノ構造ニナスベシ  
但雨除戸ハ此限ニアラス

第三十条 畜舎其他悪臭ヲ放チ或ハ健康ヲ害スル烟氣又ハ蒸氣ヲ発スルモノハ道路、広場或ハ他人ノ家屋ニ接シテ窓及出入口ヲ設クヘカラス  
但十五尺以上ノ距離ヲ存スルモノハ此限ニアラス

#### 第六章 特定線路及区域

第三十一条 家屋ヲ建築スルモノハ東京府庁ニ於テ特ニ定メタル線路ヨリ五間以内ニ於テハ石造煉瓦造土蔵造或ハ不燃質物造ノ外建築スルヲ許サス

#### 第七章 建築地所及家屋

第三十二条 建築地所ニハ其面積ノ五分ノ一以上ノ空地ヲ存スヘシ

(但道路ニ沿ヒタル空地アルトキハ其面積ハ二尺以上張出シタル建造物ノ下ニ当レル地面ハ建坪ト看做スヘシ)

第三十三条 建築地所ニ置土ヲナストキハ汚穢ノ土ヲ用ユヘカラス

第三十四条 家屋ノ高サハ軒先ノ上端マテ五十尺以下トシ其面スル道路ノ幅ヲ超ユルコトヲ得ス  
但街角ニ在ル家屋高サハ道路ノ広キモノニ據ルコトヲ得

第三十五条 (家屋ノ道路若クハ広場ニ面シタルモノト虽トモ三階以上ノ構造ヲナスヘカラス其之二面セサルモノハ二階以下ニ限ルモノトス)

第三十六条 屋根裏ニ住戸若クハ住室ヲ設クルト

キハ住戸及住室ニ対スル一切ノ条項ヲ守ラシムヘシ

第三十七条 屠所、畜舎ノ階上及之ニ接シテ間隙ナキ界壁アラサル所ニハ住室ヲ設クヘカラス

## 第八章 建物構造法

第三十八条 建物ノ基礎ヲ築造スルトキハ其地質ニ応シ適當ナル(方法)構造ヲ施スヘシ

第三十九条 家屋ノ間口或ハ奥行三十(六)尺以上ナルトキハ間仕切(壁ヲ設クルカ又ハ梁ヲ用キテ之ヲ対スル壁ト締合スヘシ)ノ如キ適當ナル構造ヲ設クヘシ

第四十条 前条ニ依リ難キ場合ニ於テハ建築願書中ニ委シク其構造法ヲ書入レ建築調査局ノ認可ヲ受クヘシ

第四十一条 家屋内外壁ノ下部ニハ地湿ヲ防ク為メニ適當ノ方法ヲ施スヘシ

第四十二条 住屋ノ床ノ高サハ地面ヨリ一尺三寸以上ニシテ床下ノ壁ニハ適當ナル風窓ヲ設(ケ空氣ヲ流通セシムルコト)クルコトヲ要ス

第四十三条 建築用(石灰)泥呂ハセメント入ニシテ(ノ砂及石灰ハ其質ニヨリ)適當ノ配合ヲ為スヘシ

第四十四条 屋上ノ物干台ハ道路若クハ広場ニ接近セサル所ニシテ其高サハ棟ヨリ六尺以上出スヘカラス

第四十五条 屋上ニ設クル天窓及換気口ハ不燃質物ヲ以テ(掩フヘシ)防火法ヲ施スベシ

第四十六条 金属煙筒ハ屋外ニ於テ下見板其他ノ燃質物ニ対シ一尺五寸以上ノ距離ヲ存スヘシ

第四十七条 局所煖室器及金属煙筒ヲ木造壁ニ添置スルトキハ必ス其壁及天井ヨリ一尺五寸以上ノ距離ヲ存スヘシ若シ一尺五寸以内ナルトキハ不燃質物ヲ以テ之ニ面スル部分ノ壁、天井ヲ被フヘシ

第四十八条 屋上ニ突出スル煙筒ハ屋根面ヨリ三尺以上タルヘシ煉化煙筒ハ屋根面ヨリ壹尺ニ留メ其上部ハ金属製タルベシ

第四十九条 (厨)炊竈室ノ天井又ハ屋根裏ハ(高サ)炊竈ノ上端ヨリ四尺以上(タルヘシ)距離ヲ存スヘシ若シ四尺以内ノ時ハ之ニ面スル

部分ノ天井又ハ屋根裏(ヲ)ハ不燃質物ヲ以テ被フヘシ

第五十条 (木造間仕切壁又ハ天井等ヲ通過セシムル金属煙筒周囲ニハ三寸以上ノ不燃質物ヲ用フヘシ)金属煙筒ニシテ木造間仕切壁又ハ天井等ヲ通過スル部分ノ周囲ニハ三寸以上ノ不燃質物ヲ用フヘシ

第五十一条 煖房、換気、燈火ノ為メ(鼎釜)器罐ヲ据付ルトキハ焚口ノ上端ヨリ天井迄五尺以上ノ距離ヲ存スヘシ若シ五尺以内ナルトキハ不燃質物ヲ以テ之ニ面スル部分ノ天井ヲ被フヘシ

第五十二条 数室ニ通スル煖房器ヲ設置セントスルトキハ建築調査局ヘ願出テ認可ヲ受クヘシ

第五十三条 建築調査局ニ於定メル区域内ノ家根ハ不燃質物ヲ以テ葺クヘシ

第五十四条 道路及広場ニ面セサル家屋ノ軒ノ高サハ九尺五寸以上ニシテ若シ二層屋以上ヲ設クルトキハ十五尺以上トナスヘシ

## 第九章 住 室

第五十五条 住室トハ永久暫時ノ別ナク人ノ棲息スヘキ室ヲ謂フ

第五十六条 住室ハ直チニ外氣ニ通スル窓アルコトヲ要ス

但数室ノ間ヲ聯接スル室、天井窓アル室及換気法ヲ設ケアル室ハ此限りニアラス

第五十七条 住室ノ最低位置ハ建築調査局ニ於テ定メタル地水最高面ヨリ高キコト一尺三寸以上タルヘシ

第五十八条 半寢及寢室ニハ寢室ヲ設クルコトヲ得ス

第五十九条 厠間ニ隣レル住室ハ其疆界ニ間隙ナキ天井及壁ヲ設クヘシ

## 第十章 厠間、坑穴及下水

第六十条 厠間ハ直ニ外氣ニ通スル窓或ハ空氣抜ヲ設クヘシ

第六十一条 運搬スヘキ便器ヲ装置シタル厠間ノ(底)床面ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ造ルヘシ

第六十二条 糞尿又ハ腐敗物ヲ容ル、坑穴ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ構造スヘシ



第六十三条 前(項)条坑口ノ周圍モ亦不滲透質ノ材料ヲ以テ構造シ坑穴(ニ流下スヘキ)向ヒ適當ノ勾配ヲ付スヘシ道路、広場及路次ニ沿ヒタル家屋ノ簷端ニハ雨樋及豎樋ヲ設ケ雨水ヲ下水溝ニ導クヘシ

第六十四条 庖厨其他ノ廃水ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ下水溝ニ導クノ構造ヲナスヘシ

第六十五条 廁圍、芥溜等ト井トノ間ハ少ナクモ十八尺以上ノ距離ヲ存スヘシ

## 第十一章 木造及土蔵造

第六十六条 木造屋ノ敷地ハ周圍ノ地盤ヨリ高キコト三寸以上タルヘシ

第六十七条 (木造屋ノ床ハ六分以上ノ板ヲ用キ間隙ナキ様構造スヘシ)

第六十八条 (木造屋ノ床下ハ土台下端ヨリ高サ一尺五寸以上トシ)木造屋天井ノ高サハ敷居上端ヨリ七尺以上トスヘシ

但二階三階モ亦同シ

第六十九条 木造屋床下ニ穴蔵ヲ築造セントスルトキハ(内部ハ総テ煉瓦又ハ石ヲ用ユヘシ若シ他材ヲ用ヒ又ハ其構造屋外ニ及フトキハ特別ノ認可ヲ受クヘシ)内部ニ水ノ滲透セサル適當ノ方法ヲ施スベシ

第七十条 木造屋ノ炊所ニハ烟筒又ハ煙出窓ヲ設クヘシ

第七十一条 (木造屋ニ金属烟筒ヲ設置スル場合ニ於テハ燃質物ト密接スル其周圍ニ厚サ三寸以上ノ金属ニアラサル不燃質物ヲ以テ火虞ヲ防クヘシ)

第七十二条 (水流シハ不滲透質ノ材料又ハ厚板ヲ以テ間隙ナキ様構造スヘシ)

第七十三条 土蔵造ノ家屋ハ土ノ厚サ柱外五寸以上タルヘシ

## 第十二章 煉瓦及石造屋

第七十四条 煉瓦又ハ石造屋ヲ建築セントスルトキハ其(地所ニ)面積五分ノ一以上ノ空地ヲ存スヘシ

第七十五条 (煉瓦又ハ石造屋ヲ建築セントスルトキハ)前条ノ空地ハ其最狭處十二尺ヲ下ラサル(中庭ヲ置クコト)コトヲ要ス

但隣家ト共同ノ(中庭)空地ヲ設ケントスルモノハ建築調査局之ヲ認可スルコトアルヘシ

第七十六条 (煉瓦又ハ石造屋ノ壁ニシテ窓アルモノハ隣接セル住地疆界ヲ距ルコト十二尺以上ナルコトヲ要ス)

第七十七条 煉瓦又ハ石造屋ノ(裏屋)裏ニ設クル家屋ノ高サハ其面スル(中庭)空地ノ幅ヲ踰ユルコト十二尺ヨリ大ナルコトヲ許サス

第七十八条 煉瓦及石造屋ノ建物ヲ路次上ニ架設スルトキハ地上ヨリ高サ十尺以上トスヘシ(第七十九条 煉瓦及石造屋ノ基礎ハ根切ノ深サ三尺以上タルヘシ)

第八十条 (煉瓦及石造屋ノ基礎ニ用ユル石、煉化等ハ極メテ堅實ナルモノヲ撰ヒ「セメント」入「トロ」ニテ積立ツヘシ)

第八十一条 煉瓦及石造屋ニハ適當ノ根積ヲ設クヘシ

第八十二条 煉瓦及石造屋ノ高サ二十四尺以下ノモノハ一階外壁ノ厚サヲ煉瓦石二枚(積疊)半以上トシ二階ハ下壁ノ厚サニ煉瓦半枚ヲ減スルコトヲ得ヘシ

第八十三条 家屋ノ裏積ヲ煉瓦ニシ表面ヲ石ニ(テ被フ)スルトキハ(石ト煉瓦トニ扣合取リヲ設ケ)毎層九尺以内ニ扣取石ヲ交置シ接合スヘシ(若シ)厚サ五寸以下ノ石材ヲ用ユルトキハ(必ス)繋キ鐵物ヲ用キテ煉瓦ト石材トヲ締合スヘシ

但厚サ五寸以下ノ石材ヲ以テ外部ヲ被フトキハ之ヲ外壁ノ厚サニ算入セス

第八十四条 疊石ハ毎層九尺以内ニ扣取石ヲ交置シ(裏積ト締)接合スヘシ

第八十五条 煉瓦(ヲ)積及石疊(ムトキ)ハ芋繼(ナカラシムヘシ)ニナスベカラス

第八十六条 風雨ニ接スル煉瓦壁頭ニハ適當ノ覆蓋ヲナスヘシ

第八十七条 明キ二尺迄ノ迫持ハ厚サヲ横煉瓦(二)壹枚半以上トシ其明キノ加ハルニ應シテ適當ノ枚数ヲ増スヘシ石材迫持ノ厚サモ亦之ニ準ス

但迫持ハ「セメント」「トロ」ヲ用フヘシ

第八十八条 出入口及窓ノ上ニハ迫持又ハ石材若

クハ鐵梁ヲ架シ(頭)上壁ノ(貫)重量ヲ支持セシムヘシ

第八十九条 (石造)軒蛇腹ハ其物量ノ三分ノ二ハ下壁ニテ支持セシ(メ危険ナカラシ)ムヘシ

第九十条 二階、三階床下ノ音響止ニハ湿潤、若クハ汚穢ノ物ヲ(鋪ク)用ユヘカラス

第九十一条 煖炉ノ前面(ニハ必ス)ハ石、煉瓦若クハ陶磁器ノ類ヲ以テ灰留メヲ設クヘシ

第九十二条 煉瓦造ノ壁及柱ノ上ニ鐵柱、石柱若クハ鐵梁ヲ用フルトキハ其支持スル重量ニ堪フル石材又ハ鐵材ノ基底ヲ設クヘシ

第九十三条 煉瓦及石造建物(ヨリシテ六尺以上ノ距離ヲ存スルニアラサレ)ヨリ十八尺以内ニ於テハ堀井其他ノ坑穴ヲ堀穿スル(コトヲ)時ハ許(サス)可受クベシ

(但此距離外ニ於テ之ヲ堀穿スルトキモ他ノ石壁ニ損害ヲ与ヘサル方法ヲ設クヘシ)

第九十四条 石造ノ倉庫高サ三十尺以内ナルモノハ一階壁ノ厚サ一尺五寸以上トシ二階壁ノ厚サハ下壁ノ厚サヨリ三寸ヲ減スルコトヲ得

積手ニハ充分「トロ」ヲ用キ空積ナカラシムヘシ

但高サ三十尺以上八十尺毎ニ三寸以上ノ厚サヲ加フヘシ

第九十五条 河又ハ崖地ニ臨ミ石造、煉瓦造若クハ土蔵造ノ建築ヲナスニ當リテハ地質ノ堅軟ニ拘ハラズ崩壊ヲ防クヘキ方法ヲ施スヘシ

第九十六条 煉瓦及石造屋ノ居室ノ窓ハ百五十立方尺毎ニ一平方尺以上ノ(外氣ニ通スル窓ヲ)割合ヲ以テ設クヘシ

第九十七条 煉瓦及石造屋天井ノ高サハ牀上ヨリ一階八十尺以上二階ハ九尺以上三階以上ハ八尺ヨリ下ラサルモノトス

第九十八条 (煉瓦及石造屋ノ厠坑ハ之ヲ家屋外ニ置キ其周壁ヲ不滲透質ニシテ容積ヲ充分ニシ其底面ヲ凹形ニスヘシ)

第九十九条 (煉瓦及石造住屋ノ厠圍ニハ内径三寸以上ノ不滲透質ノ墮糞管ヲ設ケ其周圍ヲ檢視スルニ差支ナキ装置ヲ為スヘシ)

第一百条 (煉瓦及石造屋ニ設ケタル廢物ヲ通スル

管ニハ屋根ヨリ高キ臭氣抜ヲ附スヘシ)

### 第十三章 公館ノ特別注意

第一百一条 公館ハ寺院、会場、劇場、学校タルヲ問ハス其出入口ニ外開キノ扉、自在戸若クハ引戸ヲ設クヘシ

(但開館中ハ内外開閉自在戸ノ外ハ開放シ置クモノトス)

第一百二条 公館ノ戸口、階段、据付椅子、通行道ハ非常ノ際ニ戸外ニ出テ易キ様ニ配置スヘシ

第一百三条 公館ハ道路若クハ広場ニ面シテ明キ三尺以上ノ非常戸一箇以上ヲ設クヘシ

第一百四条 公館ニハ換氣ノ方法完全ナルコトヲ要ス

第一百五条 (病院、貸席、料理店、旅人宿等ニシテ衆人ヲ宿舍シ又ハ集会スヘキモノニハ其階上ヨリ出入口ニ達スル階段ニケ所以上ヲ設ケ其幅四尺以上タルヘシ)

第一百六条 劇場及寄席ノ客席ハ一人ニ付一尺五寸(四)平方ノ割合ヲ下ラサルコトヲ要ス

第一百七条 劇場ハ毎(層屋)階直チニ戸外ニ通スル非常口(ヲ)二個以上ヲ設ケ其非常口ニ通スル階段ハ不燃質ノ材料ヲ以テ造ルコトヲ要ス

第一百八条 劇場ノ表口ハ六間以上ノ道路若クハ広場ニ面スヘシ其之ニ面セサル部分ハ周圍ニ幅三間以上ノ空地アルコトヲ要ス

第一百九条 劇場及寄席ノ階段巾百人迄ハ幅四尺以上トシ其以上ハ百人毎ニ五寸以上ヲ増シタルヲ蹴上六寸以下踏面八寸以上ナルコトヲ要ス

但螺旋形ヲ許サス

(第一百十条 寄席ノ階段ノ中一ヶ所ハ幅四尺以上タルヘシ)

### 第十四章 (工業)製造用ノ建物

第一百一条 (工業)製造用ノ建物ヲ設ケントスルトキハ建物ノ配置隣地トノ境界、下水ノ位置(其他明細ナル図面及)煙筒ノ寸尺、重量ノ調書其他明細ナル図ヲ添ヘテ建築調査局ニ届出テ認可ヲ受クヘシ

第一百二条 蒸氣力、水力、電氣力等ヲ以テ機械ヲ使用(スル工場及)シ又ハ有臭有害ノ瓦斯蒸

気ヲ発散シ若クハ操業上静寂ナラサル工場ハ  
(道路及広場ニ面セサル) 周囲二十八尺以上ノ  
空地ヲ存スヘシ

第百十三条 前条ニ依リ難キ場合ニハ建築調査局  
ヘ願出ツルニ当リテ周囲九十尺以内ノ地主及建  
物主ノ承諾ヲ得タル証明書ヲ添フヘシ

但有臭有害ノ蒸気ヲ発散スル工場ハ此限ニア  
ラズ

第百十四条 (工業用ノ建物ハ煉瓦又ハ石造ナル  
ヘシ)

第百十五条 (工業) 製造用ノ建物ト他ノ建物ト  
相隣接シタル地所疆界ニハ(必ス)高十(二)  
五尺(以上ノ) 上巾壹尺一寸以上支柱ヲ用ユル  
煉瓦又ハ石造ノ防火壁ヲ設クヘシ

第百十六条 瀛罐用及其他ノ工業用ニ供スル烟突  
ハ高サ六十尺以上(ナ)タルヘシ

第百十七条 (工業) 製造用ノ建物ニ用フル梁材  
ハ其支ヲ五寸以上トナシ或ハ繫鉄物ノ類ヲ以テ  
壁ト梁トヲ堅牢ニ結着シ根太貫九尺毎ニ繫鉄物  
又ハ蟻掛等ヲ用フヘシ

第百十八条 (工業) 製造用ノ煉化又石造建物ノ  
周壁ノ厚サハ尋常建物ノ壁ノ厚サニ準シ其器械  
据付ノ為メ重量ヲ支持セル周壁ハ圧力ノ輕重ニ  
從ヒ壁ノ厚サヲ増スヘシ

第百十九条 (工業) 製造用ノ建物ノ床ニ木材ヲ  
用ユルトキハ砂、煉砂利等ヲ以テ床下ヲ填充ス  
ヘシ

第百二十条 二(屋層)階以上ノ(工業)製造用  
ノ建物ハ毎(屋層)階直チニ戸外ニ通スル非常  
口ヲ設ケ之ニ通スル階梯ハ不燃質ヲ以テ造ルヘシ

(第百二十一条 広大ナル工業用ノ建物ハ職工ノ  
多寡ニ依リテ前条ノ如キ階梯ヲ適宜ノ数ニ設ク  
ヘシ)

前項ノ階梯ハ職工ノ多寡ニ依リ適宜其数ヲ増  
設スルモノトス

第百二十二条 (工業) 製造用ノ建物ノ出入口、  
非常口(及階梯等)ハ(非常ノ際混雑セサル様  
ニ構造スヘシ) 内開キ戸扉ヲ用ユベカラズ

第百二十三条 導達軸ヲ設置シ機械力ヲ使用スル  
工業用ノ建物ハ床ヨリ天梁マテ十二尺以上ナル

ヘシ若シ下ヨリ第二第三屋層等ニ導達軸ヲ設置  
スル場合ニ於テモ亦然リ

第百二十四条 (工業) 製造用ノ建物ニハ完全ナ  
ル換気法ヲ施行スヘシ

第百二十五条 汽罐室ハ衆人労働セル工作所(ヨ  
リ)ト隔離(シタル所ニ設クヘシ) スベシ

第百二十六条 (静穩ニシテ) 公衆ノ妨害トナラ  
サル工業用ノ建物及建築調査局ノ特別認可ヲ受  
ケタル工業用ノ建物ハ本則ニ準拠セサルコトヲ  
得ヘシ

## 第十五章 湯屋構造法

第百二十七条 湯屋ノ構造法ハ石造又ハ煉瓦造ニ  
シテ間口五間以上奥行八間以上ナルコトヲ要ス

第百二十八条 男女ノ浴場ハ浴槽、流シ場トモ各  
別ニ(之ヲ設ケ) ナシ(互ニ見透スヘカラサ  
ル)間隙ナキ疆界ヲ設クヘシ

第百二十九条 烟突ハ(竈前ニ接続セシメ其土台  
ハ幅四尺奥行六尺以上ニシテ高サ五尺ニテ厚サ  
七寸以上ノ石又ハ煉瓦ヲ以テ築造シ屋根ヨリ六  
尺以上<sup>煙突ノ</sup>突出セシムヘシ) 石煉化又ハ金  
属ヲ以テ築造屋根ヨリ六尺以上突出セシムベシ  
(但烟突最上部ノ厚サハ三寸マテ減スルモ妨  
ケナシ)

第百三十条 竈前ニ近接シタル天井又ハ屋根裏ハ  
(必ス)不燃質ノ材料ヲ以テ之ヲ被フヘシ

第百三十一条 火消所、灰置場ハ竈前ニ豎六尺幅  
及ヒ深サ三尺以上地盤ヲ穿チ石又ハ煉瓦ヲ以テ  
其周囲ヲ築造スヘシ

第百三十二条 焚物置場ハ石造又ハ煉瓦造ニシテ  
竈前ヨリ三間以上ノ距離ニ設ケ竈前ニ近キ所ニ  
小出シ場ヲ置クコトヲ得

但木造ナルトキハ不燃質ノ材料ヲ以テ之ヲ被  
フヘシ

## 第十六章 美術及歴史上保存スヘキ建物

第百三十三条 美術上或ハ歴史上保存ヲ要スル建  
物(及庭園ハ所有者ノ請求又ハ建築調査局ノ見  
込ヲ以テ) 及其構造本条例ノ制限ニ依ラサルコ  
トヲ得

但シ建築調査局ノ認可ヲ得クベシ

(第百三十四条 前条ノ建物ヲ再築又ハ改築セントスルトキハ建築調査局ノ認可ヲ受クヘシ)

第百三十五条 (神社仏閣其他古来一定ノ様式ニ依拠スル建物ハ前条ノ手続ヲ経ヘシ)

## 第十七章 屠所及市場

第百三十六條 屠所ハ住屋ヲ距ルコト六十間以上ニシテ給水ノ充分ナル処ニ設置スヘシ

第百三十七條 屠所ニハ外圍ヒヲ設クヘシ

第百三十八條 屠室及屋根アル市場間内ノ高サハ十一尺以上ニシテ其底面ハ不滲透質ノ材料ニテ造リ適宜ノ勾配ヲ附スヘシ

第百三十九條 屠室及屋根アル市場ノ壁ハ底面ヨリ五尺以上ノ間不滲透質ノ材料ニテ造ルヘシ

## 第十八章 畜 舎

第百四十條 畜舎ノ底面ハ地水ノ最高面ヲ抜クコト一尺三寸以上ナルコトヲ要ス

第百四十一條 畜舎ノ底面ハ不滲透質ノ材料ニテ作り適宜ノ勾配ヲ付スヘシ

第百四十二條 石造及煉瓦造ノ畜舎内ノ腰廻リニハ底面ヨリ五尺以上吸水ノ予防ヲ施スコトヲ要ス

第百四十三條 畜舎内ノ面積ハ成長シタル牛一頭ニ対シ六尺五寸平方以上、羊、豚、各一頭ニ対シテ四尺九寸平方以上ヲ備フヘシ

第百四十四條 厩ハ其内ノ高サ六尺以上ニシテ一馬席ノ長サヲ十一尺以上トシ其幅ハ間壁ナキトキ五尺三寸以上間壁アルトキハ五尺八寸以上トスヘシ

## 第十九章 補 則

第百四十五條 道路及広場ニ沿ヒタル建築場ハ板囲ヒヲ設クヘシ

第百四十六條 道路、広場又ハ隣家ニ接シタル建物ヲ取崩シ又ハ地面ヲ掘穿スルトキハ隣(壁)地及隣家ノ損害ヲ予防スヘシ

第百四十七條 建築ノ為メ設クル脚代ハ堅牢ニ造リ木、瓦、石等ノ墜落スル(ヲ防クヘシ)モ危害ヲアタヘサルノ予防ヲ為スベシ

第百四十八條 (基礎築造ノ為メ道路及広場ヲ掘

穿スルトキハ堅牢ナル外圍ヒヲ設クヘシ)

## 第二十章 罰 則

第百四十九條 建築主本条例ニ違ヒ又ハ建築調査局ノ認可ヲ経スシテ建築ニ着手シタルトキハ五円以上百円以下ノ罰金ニ処ス

第百五十條 請負人(建築調査局ノ認可ヲ受タル)ハ建築師又ハ建築局ヨリ受タル図面亦ハ仕様書ニ違ヒ建築ニ着手シタルトキハ式拾円以上式百円以下ノ罰金ニ処ス

第百五十一條 建築師建築調査局ノ認可ヲ受タル図面及仕様書ト差違アル(仕様書)者ヲ請負人ニ与ヘ建築ニ着手セシメタルトキハ式拾円以上式百円以下ノ罰金ニ処ス

第百五十二條 請負人建築調査局ノ喚出ヲ受ケ二十四時間内ニ出頭セサルトキハ式円以上式拾円以下ノ罰金ニ処ス

第百五十三條 職工本条例ヲ犯シタルトキハ式円以上五円以下ノ罰金ニ処ス

## 資料—3 東京市建築条例 妻木稿

資料—1で掲げたりスト中の(オ)の草案の全文を資料として掲げる。リストの解説で述べたように、東京市区改正委員会野紙に毛筆で書かれたものと、印刷物と2種あるが、ここに掲げたものは筆写本によつた。字体は現在の字体に直せるものは直した。

この条例案は、非常に整つた体裁をとつてゐるが、各条項を照合すると、資料—2より以前の案と思われる。

## 第一章 総 則

第一条 本則ハ東京市内ニ施行スヘシ

第二条 本則ノ制条ハ市一般ノ裝飾又ハ公衆ノ衛生上ニ関スル事項ヲ掲クルノミナラス家屋ニ住居スルモノノ安寧ヲ保持スル等建築ニ係ル全部ヲ監視スルモノトス

第三条 本則制限ニ依リ難キ理由アル建物ハ建築調査局ヨリ特別ノ認可ヲ得テ構造スヘシ

## 第二章 建築認可及検査

- 第四条 建物及諸構造物ヲ新造又ハ変更修繕セントスルトキハ建築願書式通地所並建物ノ百分一ニ当ル図面<sup>（附）</sup>及仕様書ヲ添ヘ建築調査局ニ願出許可ヲ受クヘシ但土地借地ナルトキハ所有者ノ証明ヲ要スルモノトス
- 第五条 前条願書ニハ其建物ヲ計画セル建築主任又ハ工事担当者ノ連印ヲ要スルモノトス
- 第六条 図面仕様書等審査ノ上適當ト認メタルモノハ認可ノ証ヲ付与ス其証ヲ付与セシ日ヨリ滿一ヶ年内工事ニ着手セサルトキハ其効ヲ失フヘシ
- 第七条 建築願書並図面等建築調査局ニ於テ条例ニ基キ精密ニ検査ヲ遂クルモノトス若シ該局ニ於テ審査ノ上本則ニ違タル廉アリト認ムルカ又ハ不体裁ノ外觀ヲ現ハスモノト認ムル場合ニ在テハ許可セサルモノトス
- 第八条 已ニ許可シタル建築図案ハ更ニ吏員ノ許可ヲ経ルニアラサレハ変更スルコトヲ得ス但此場合ニ於テハ更ニ変更ヲ要スヘキ部分ノ図面ヲ添ヘ建築調査局ヘ届出ノ手續ヲナスヘシ
- 第九条 建築ノ許可ヲ経タル図面ハ常ニ巡視吏員ノ閲覽ニ供スル為メ建築場ニ設備スヘシ
- 第十条 認可ヲ得タル建物ハ工事着手ノ際建築調査局ヘ届出材料其他ノ検査ヲ受クヘシ
- 第十一条 建物建築中築造方審査ノ為メ吏員ヲ派出シ該家屋ヲ検査スルニ当リ家主或ハ受負人ニ於テ故障ヲ述フヘカラス若シ築造方仕様書ニ違フ者ハ速ニ工事ヲ差止ムル事アルヘシ
- 第十二条 従来ノ家屋ヲ転置セントスルトキハ建築調査局ノ認可ヲ得ヘシ
- 第十三条 建築調査局ニ於テ建物及諸構造物ノ工事定期中或ハ隨時臨検シテ諸設ノ永年安全上ニ関シタル懸念アルトキハ其工事方法ヲ指示スヘシ
- 第十四条 石造煉瓦石蔵土蔵造ノ建物ノ全部或ハ一部分崩却スルトキハ着手ノ七日前建築調査局ヘ届出テ認可ヲ受クヘシ
- 第十五条 特別ノ重量ヲ支持スヘキ柱梁ノ仕様書ニハ其抗力ノ計算ヲ書入ルヘシ

第十六条 従来アル煉瓦及石造建物ニ新ニ出入口又ハ窓ヲ切穿セントスルトキハ必ス其構造法ノ仕様書ヲ添ヘ建築調査局ヘ出願認可ヲ受クヘシ

危険家屋

第十七条 建築調査局ニ於テ建物及諸構造物ニ破損ヲ生シ危険又ハ衛生上有害ニシテ閣難シト認メタルトキハ予メ期日ヲ定メ住居人ニ移転セシメ修繕又ハ取崩シ等ノ命令ヲ建物主ニ下スヘシ命令ヲ奉セサルトキハ建築調査局ニ於テ施行シ其ニ関スル費用ハ建物主ヨリ弁償セシムヘシ又建物主弁償致難キ事故アルカ又ハ本人逃亡シ不在ノ時ハ親戚ヘ命シ若シ親戚ナキトキハ区長ヲ証人トシテ其建物ヲ売却シ其代金ヲ以テ右費用ヲ弁償シ若シ余金アルトキハ家主ニ返与スヘシ但逃亡不在ナラハ右金円ハ預金局ニ預ケ本人願出ルマテ預リ置クヘシ

## 工事監督者

- 第十八条 市内ニ於テ諸構造物ヲ建設セントスルトキハ必ス建築師若クハ建築調査局ノ認可ヲ得タル者ヲシテ工事ヲ監督セシムヘシ
- 第十九条 当市内ニ於テ建築師タラント欲スル者ハ建築学師若クハ建築調査局ニ於テ認可ヲ得タル者ニ限ル
- 第二十条 基礎築造ノ為メ隣壁ニ接スル地所ヲ掘穿スルトキハ隣壁ノ害ヲ醸サヌ様安全ノ予防法ハ建築主任専ラ其責ニ任スヘシ
- 第二十一条 建築調査局ニ於テ測定標示シタル家並線及水準ハ必ス建築主任ニ於テ堅ク遵守スヘシ

## 第三章 公路公場ノ関係

- 第二十二条 公路公場ニ接シ諸構造物ヲ築造セントスルトキハ東京府ニ於テ定メタル道路幅員線ヨリ二尺ノ余地ヲ存シ建設スヘシ其画線ヲ家並線ト称シ該余地ヲ家前余地ト称ス
- 第二十三条 通常住居及營業用家屋ノ高サハ路面ヨリ軒蛇腹ノ上端マテ二十四尺以上四十八尺以下トシ街路ノ幅員一倍半ヲ超ユルヲ得ス若シ建築主ノ都合ニヨリ二十四尺以下ノ小樓ヲ建築セ

ント願出タルトキハ建築調査局ハ特ニ調査シ道路或ハ広場外観美妙上ニ不体裁ヲ現ハスモノト認ムル場合ニ於テハ許可セサルコトアルヘシ但街角ニ在テハ狭キ街路ノ幅員ニ據リ軒ニ高サノ最上限ヲ定ムヘシ

第二十四条 街路河岸広場公園等共用地ニ面シ家屋ヲ新築又ハ在来ノ家屋ヲ改築或ハ増築セントスルトキハ其前壁面ヲ建築調査局ニ於テ定メタル家並線ニ沿フテ建築スルモノトス

第二十五条 家並線以外ニ当ル民有地ハ土地収用法ニ據リ買上ヘシ又家並線以内ニ係ル地所ハ之ニ合併スヘキ地ノ所有主或ハ新家屋ノ所有主ハ土地収用法ノ評価法ニ基キ払下クルモノトス

第二十六条 前壁面ヲ家並線ヨリ引下ケ建物ヲ築造スルヲ得ヘシト雖モ其距離六尺以上ナルトキハ家並線ニ沿フテ外囲ヒヲ設クヘシ但建築調査局ヘ願出認可ヲ得タルモノハ此限ニアラス

第二十七条 路面高サ八尺以内ニハ前壁面ヨリ七尺以上家並線以外ハ突出シタル諸構設物ヲ設クルヲ得ス

第二十八条 家並線以外ニ突出スル出窓及縁側ハ巾八間以上ノ街路ニシテ路面高サ十二尺以上ニアラサレハ前壁面ヨリ三尺以上突出セシムルヲ得ス

第二十九条 前条ノ外路面高サ八尺以上二尺以内ノ蛇腹庇等ヲ除キ他家並線以外ニ突出シタル諸構設物ヲ建築セントスルトキハ建築調査局ノ認可ヲ受クヘシ

第三十条 街路ニ沿フタル建物ノ下階ニ設クル出入口ノ開キ戸ハ内部ニ開クヘキ構造ニ為スヘシ但雨除戸ハ此限ニアラス

第三十一条 家屋ハ総テ雨樋ヲ造リ屋根ヨリ豎樋ヲ以テ雨水ヲ下水渠ニ注入セシメ以テ牆壁及基礎ノ損害ヲ予防スヘシ特ニ雨水ノ路傍ニ溢レサル様注意スヘシ

第三十二条 観台及招牌ハ路面ヨリ高サ十二尺以上ナレハ家並線外ハ二尺マテヲ突出スルモ妨ケナシト雖モ巾三尺以上丈五尺以上ニ及フモノハ不燃質物ヲ以テ築造スヘシ

第三十三条 厩舎其他悪臭ヲ放チ或ハ健康ヲ害スル煙氣又ハ蒸氣ヲ発スルモノハ街路或ハ他人ノ

家屋ニ接シ窓及出入口ヲ設クヘカラス但十五尺以上ノ距離ヲ存スルモノハ此限リニアラス

第三十四条 公路ニ沿フテ新築増築又ハ改築セントスルトキハ出願ヲ為スニ先チ建築調査局ヘ申出家並線及水準ノ指示ヲ請フヘシ

#### 第四章 建物構造法

第三十五条 東京市内ニ於テ建物及諸構設物ヲ建築セントスルトキハ別ニ定ムル所ノ区域ニヨリ左ノ制限ニ従フヘシ

第一 煉瓦石造土蔵

第二 不燃質物ヲ以テ屋上ヲ葺クモノ

第三十六条 家屋ノ基礎ハ地質粗悪ナルトキハ杭打又ハ其他其地質ニ適當ナル方法ヲ施スヘシト雖モ根切ハ深サ三尺以上タルヘシ

第三十七条 基礎ニ用ユル煉瓦石類ハ極メテ堅質ノ物ニシテ「セメント入トロ」ヲ用ヒ積立ヘシ

第三十八条 如何ナル場合ニ於テモ適當ノ根積ヲ設クルモノトス

第三十九条 通常住居及營業用ノ軒高サ二十四尺ノ建物ハ階下外壁ノ厚サヲ煉瓦石二枚<sup>寸</sup>以上トシ其階上ハ下壁ノ厚サニ煉瓦半枚<sup>寸</sup>ヲ減スルヲ得ヘシ若シ高サ二十四尺以上ノ建物ヲ築造セントスルトキハ願書中ニ煉瓦又ハ石造ノ壁厚サヲ明細ニ書出スヘシ

第四十条 凡ソ住居又ハ營業用ノ建物ニシテ間口或ハ奥行六間以上アルトキハ必ス間仕切壁ヲ築造スルカ又ハ梁ヲ用ヒ之ニ對スル壁ト締合スヘシ

第四十一条 前項ノ制限ニ依リ難キ場合ニ於テハ建築願書中ニ委敷ク其構造方ヲ書入建築調査局ノ認可ヲ受クヘシ

第四十二条 裏積ヲ煉瓦ニシ表面ヲ石材ニテ覆フトキハ石ト煉瓦ト取付ヲ能ク合着シ而シテ全部一体ト為スヘシ若シ厚サ五寸以下ノ石材ヲ用フルトキハ必ス鉄ノ鈎鉄物ヲ用ヒ煉瓦ト薄石トヲ締合スヘシ

第四十三条 畳石ハ毎層九尺以内ニ扣取石ヲ交置シ裏積ト締合スヘシ

第四十四条 煉瓦石疊法ハ最モ良ク注意シ芋続キナキ様致スヘキ事

- 第四十五条 煉瓦壁ニシテ風雨ニ接スル壁頭ハ適當ノ覆蓋ヲ為スヘシ
- 第四十六条 内外壁ノ下部ニ地面ヲ去ル所ニ地中ヨリ来タス水氣ヲ防ク為メ適當ノ方法ヲ施スヘシ
- 第四十七条 住居用家屋ノ床ノ高サハ地面ヨリ一尺五寸以上ニシテ床下ノ壁ニハ必ス風窓ヲ設ケ空氣流通スルヲ要ス但地窖ヲ設クル場合ニ於テ床下ケントスルトキハ建築調査局ノ認可ヲ乞フヘシ
- 第四十八条 明キ二尺以上ノ糺持ハ総テ其厚サヲ横煉瓦二枚以上トシ其明キノ増加ニ応シ適當ノ枚数ヲ加フヘシ石材糺持ノ厚サモ亦之ニ準ス
- 第四十九条 糺持ノ接続ハ総テ「セメント」「トロ」ヲ用フヘシ
- 第五十条 出入口及窓ノ表面ニシテ頭壁ノ重量ヲ受持スルニ足ラサルトキハ内部ニ補ヒ糺持ヲ作ルヘシ
- 第五十一条 石造ノ軒蛇腹ハ其物量ノ三分ノ二ハ下壁ニテ捧持セシメ危険ナキ様注意構造スヘシ
- 第五十二条 凡ソ建築ニ用ユル石灰泥ハ砂六分ニ対シ生石灰四分ヨリ少ナカラサル割合ヲ以テ混合シタルモノタルヘシ
- 第五十三条 側壁ニ設クル出入口及窓ハ他ノ建物トノ距離十五尺以内ナルハ必ス塗込戸或ハ金属板等ノ不燃質物ノ扉ヲ備フヘシ
- 第五十四条 平家ニシテ十尺以内ノ木製縁側及車寄等ハ煉瓦家ヨリ築出スモ妨ケナシ
- 第五十五条 物干台ヲ屋上ニ設クルハ妨ケナシト雖モ其高サハ棟ヨリ六尺以内ニシテ街路ニ臨マサルモノニ限ル
- 第五十六条 凡ソ屋上ニ設クル天窓及空氣口ハ必ス不燃質物ヲ以テ掩フヘキモノトス
- 第五十七条 渡り廊下ハ不燃質物ヲ以テ構造シ木材ナレハ其外部ヲ金属板又ハ漆喰塗ニナスヘシ
- 第五十八条 煉瓦ノ煙筒ハ煙道ヨリ七寸五分距離内ニ木材ヲ用フルヲ得ス
- 第五十九条 壁炉ノ前面ニハ必ス石材煉瓦石ノ類ヲ以テ灰留ヲ設クヘシ
- 第六十条 金属煙管ハ屋外ニ於テ下見板其他ノ燃質物ニ対シ一尺五寸以上ノ距離ヲ存スヘシ
- 第六十一条 置煖炉及煙管ヲ木製壁ニ添置スルトキハ必ス其壁及天井ヨリ一尺五寸以上ノ距離ヲ存スヘシ若シ一尺五寸以内ナルトキハ不燃質物ヲ以テ之ニ面スル部分ノ壁及天井ヲ構造スヘシ
- 第六十二条 屋上ニ突出スル煙筒ハ屋根面ヨリ二尺以上タルヘシ
- 第六十三条 厨屋ノ天井又ハ屋根裏ハ炊竈ノ上端ヨリ四尺以上ノ高サヲ有シ若シ四尺以内ノ時ハ之ニ面スル部分ノ天井又ハ屋根裏ヲ不燃質物ヲ以テ掩フヘシ
- 第六十四条 木製間仕切壁又ハ天井等ヲ通過セシムル煙管ノ周囲ニハ三寸以上ノ石材類ヲ箆メ或ハ金属ニテ製シタル框ヲ用ヒ十分火虞ヲ防制スヘシ
- 第六十五条 暖室換氣点火等ノ為メ鼎釜ヲ据付ルトキハ天井又ハ根太下ニ焚口ノ上端ヨリ五尺以上ノ距離ヲ存シ五尺以内ナルトキハ不燃質物ヲ以テ之ニ面スル部分ノ天井又ハ根太下ヲ覆フヘシ
- 第六十六条 温室器ヲ設置セントスルトキハ建築調査局ヘ願出認可ヲ経タル上ニアラサレハ装置スルヲ許サス
- 第六十七条 煉瓦壁又ハ煉瓦柱ノ上ニ鉄柱石柱若クハ鉄梁ヲ設置スルトキハ其基底トシテ厚サ六寸以上ノ平石ヲ敷クヘシ
- 第六十八条 出入口及窓ノ上ニハ鉄梁ヲ架シ頭壁ノ貫量ヲ支持セシムルコトヲ得ヘシ
- 第六十九条 石造建物ヨリシ三間以上ノ距離ヲ存スルニアラサレハ堀井ヲ堀穿スルヲ許サス此場合ニ於テモ精々石造壁ニ損害ヲ来サノ様注意スヘシ
- 第七十条 土蔵造ハ土ノ厚サ柱外三寸以上タルヘシ
- 第七十一条 石造蔵ニシテ高サ三十尺以内ナルモノハ其下壁ノ厚サヲ一尺五寸以上トシ上壁ノ厚サハ其下壁ノ厚サ三寸ヲ減スルヲ得ヘシト雖モ積手ヘハ充分「トロ」ヲ用ヒ空積等ナキ様注意ヲ加ヘ積ムヘシ
- 第七十二条 木造家屋床下ニ穴蔵ヲ築造セントスルトキ内部ハ総テ煉瓦又ハ石材ヲ使用スヘシ若シ狹隘ナルモノハ特別ノ認可ヲ得他ノ材料ヲ便

スルモ妨ケナシト雖モ家前余地ニ達スル如キ構造ナルトキハ「セリ持」天井ヲ造リ充分重量ヲ支持スヘキ方法ニナスヘシ

第七十三条 家根ハ不燃質物ヲ以テ葺クヘシ

第七十四条 都テ諸構造物ノ高低ハ其前面中央ヨリ土地ノ形状ニ基キ特ニ調査局ニ於テ予定シタル水準線ヨリ計量スルモノトス

第七十五条 家屋ハ其位置ニ応シ適宜裝飾スヘキモノトス

第七十六条 河又ハ崖地ニ臨ミ石造煉瓦造土蔵造ノ建物ヲ造設スルニ当リテハ假令其地質堅硬ナリトモ多量ノ圧力ヨリ生スル崩壊ヲ防クヘキ方法ヲ施スヘシ

第七十七条 屋根裏ヲ住戸又ハ住室用ニ供セントスルトキハ一層屋ト看做シ住戸及住室ニ対スル条例ニ従ヒ構造スヘシ

第七十八条 公園若クハ庭園内及田圃間ニ在リテハ特ニ建築調査局ノ認可ヲ受ケ本条例ノ制限ニ依ラサル家屋ヲ建築スル事ヲ得但其周囲ハ棟ノ高サニ三倍以上ノ空地アルモノニ限ル

## 住 室

第七十九条 住室及其他付属ノ小室ハ空気ノ流通ヲ能クシ而シテ充分光線ノ達スヘキ構造ニ為スヘシ但諸材料ハ乾燥ニシテ健康ヲ害スルノ虞ナキモノヲ用ユヘシ

第八十条 住居用家屋天井ノ高サハ牀上ヨリ下階ハ十尺以上二階上ハ九尺以上三階以上ハ八尺ヨリ下ラサルモノトス

第八十一条 木造ノ住室ハ出入口アル一側ヲ除キ他ノ三側中ニ出入口ナキトキハ別ニ窓一個以上ヲ設クヘシ

第八十二条 煉瓦石、石類又ハ木造家屋ノ住室ニハ容積一間四尺立方毎ニ三尺三寸平方ノ外氣ニ通スル窓ヲ設クヘシ

## 公館特別注意

第八十三条 公館ノ性質ヲ有スル寺院会場劇場及諸学校等ノ出入口ハ外開キノ扉若クハ自在戸又ハ引戸ヲ設置スヘシ但開場中ハ内外開閉自在戸ノ外ハ開ケ放シ置クモノトス

第八十四条 会場ノ戸口階段据付椅子通行道ハ非常ノ際ニ戸外ニ出ツル事容易ナル様之ヲ配置スヘシ

第八十五条 公館ハ明キ三尺以上ノ非常戸ヲ少ナクモ一個以上往来面ニ接シ設クヘシ但構造法ハ第 条ニ依ルヘシ

第八十六条 公館ハ人口換気法其他ノ法方ヲ以テ充分ニ空氣ヲ流通セシムヘシ

第八十七条 病院及諸貸席料理店旅人宿等ノ類ニシテ多人数ヲ寄宿シ又ハ集会スヘキ屋室等ニハ其上樓ヨリ出入口ニ達スヘキ階梯ニヶ所以上ヲ設クヘシ其幅員ハ四尺以上タルヘシ

第八十八条 劇場客席ハ一人ニ付二・五平方尺容積ハ一人ニ付 立方尺以下ノ割合ヲ降ルヘカラス

第八十九条 劇場ハ每階直チニ戸外ニ通スル非常口ヲ設置スヘシ且非常口ニ通スル階段ハ不燃質物ヲ以テ構造スヘシ

第九十条 劇場公共用階段ハ巾四尺以上タルヘシ蹴上ハ六寸ヲ越ユヘカラス踏面ハ八寸ヲ降ルヘカラス但螺旋形ヲ許サス

第九十一条 劇場ノ入口ハ六間以上ノ道路ニ面スヘシ道路ニ面セサル部分ハ周囲ニ巾四間以上ノ空地ヲ取ルヲ要ス

第九十二条 寄席中客席ノ面積ハ一人ニ付二平方尺又容積ハ一人ニ付 立方尺以下ノ割合ヲ降ルヘカラス

第九十三条 寄席ハ普通出入口ノ外ニ道路ニ通スル非常口ヲ設クヘシ

第九十四条 寄席ヲ二階ニ設クル場合ニ於テハ階段ニヶ所ヲ置キ内ニヶ所ハ巾四尺以上タルヘシ

## 工業用建物

第九十五条 蒸気力、水力、電気力等ヲ以テ機械ヲ使用スルカ又ハ使用セサルモ操業上静寂ナラサル工場建物ハ街路ニ面セサル周囲ニ三間以上ノ空地ヲ存シ地境ニハ必ス高サ十二尺以上ノ煉瓦石又ハ石造壁ヲ設置スヘシ

第九十六条 前条ノ外ハ周囲十五間以内ノ土地及家屋所有者ノ承諾ヲ得タル証明書ヲ添ヘ出願スヘシ



第九十七条 工業建物ハ総テ石造又ハ煉瓦石造ニ  
限ルヘシ

第九十八条 工業用建物ハ特ニ建築調査局ニ於テ  
定メタル区域外ニハ許可セサルモノトス

第九十九条 瀝罐用又ハ製造用等ニ供スル烟突ハ  
地盤ヨリ高サ六十尺以上タルヘシ

第一百条 諸工業所等多人数集合スル建物ニ用ユル  
梁材ハ其支ヲ五寸以上トナスカ若クハ繫鉄物ノ  
類ヲ以テ壁ト梁トヲ堅牢ニ結着スヘシ根太貫ハ  
九尺毎ニ繫鉄物又ハ蟻掛等ヲ用フヘシ

第一百一条 諸工業所周壁ノ厚サハ住居及営業用ノ  
建物壁厚サニ從フト雖モ器械拵付ノ為メ重量ヲ  
支持セル周壁ハ其重量ニ從ヒ壁ノ厚サヲ増スヘ  
シ

第一百二条 工場ノ床ハ煉瓦石、石類、敲キ、又ハ  
木材ヲ用フルモ妨ケナシト雖モ木材ヲ使用スル  
トキハ床板地盤ノ間空隙ハ煉砂利類又ハ砂等ヲ  
以テ填充スヘシ

第一百三条 工場ニ隣接家屋境界ニハ必ス十二尺以  
上ノ煉瓦石又ハ石造防火壁ヲ設クヘシ

第一百四条 二階以上ノ工業建物ハ毎階直チニ戸外  
ニ通スル非常口ヲ設置スヘシ且ツ非常口ニ通ス  
ル階段ハ不燃質物ヲ以テ構造スヘシ

第一百五条 広大ナル工業建物ハ前条ノ如キ階段ヲ  
職工ノ多少ニ依リ適宜設置スヘシ

第一百六条 瀝罐室ハ多人労働セル工作場ヨリ隔離  
シタル位置ニ設クヘシ

第一百七条 総テ工場ハ人工換気法其他ノ法方ヲ以  
テ充分空気ヲ流通セシムヘシ

第一百八条 総テ工場ノ出入口非常口及階段等ハ非  
常ノ際混雑セサル様注意構造スヘシ

第一百九条 導達軸ヲ設置シ機械カヲ使用スル工場  
ハ床ヨリ天梁マテ十二尺以上タルヘシ若シ二階  
三階等ニ導達軸ヲ設置スル場合ト雖モ該十二尺  
ヲ以テ最下限トス

第一百十条 工業用建物ヲ建設セントスルトキハ建  
物全部ノ配置、隣地トノ境界及排池ニ要スル下  
水溝ノ個所等明細地形図并高聳スル煙筒ハ広狭  
寸尺輕重ノ精算見積書ヲモ添付シ出願スルモノ  
トス

第一百十一条 静穏ニシテ近隣公衆ノ妨害トナラサ

ル事業ヲ営ム所ノ工場若クハ建築調査局ノ特別  
認可ヲ經タル工業用建物ハ本条ニ準據セサル事  
ヲ得

### 湯屋構造

第一百二条 浴場ハ石造又ハ煉瓦石造ニテ建設ス  
ヘシ且ツ間口ハ五間以上奥行ハ八間以上トスヘ  
シ但公路ヨリ内部ヲ見透サヽル構造ニナスヘシ

第一百三条 男女浴場ノ境界ハ見透サヽル障塀ヲ  
設置スヘシ且ツ流シ場左右ニ明り取窓ヲ設クル  
トキト雖外部ヨリ見透サヽル装置ニ為スヘシ

第一百四条 浴槽ハ男女各別ニ之ヲ設ケ且ツ流シ  
場天井ノ中央ニ湯気窓ヲ設クヘシ

第一百五条 流シ場ニハ水槽湯槽ヲ設クヘシ但浴  
用ニ供シタル汚水ハ屋外ノ下水渠ニ直ニ流下セ  
シムル構造ニ為スヘシ

第一百六条 烟突ハ竈前ニ接続セシメ其土台ハ巾  
四尺奥行六尺以上ニシテ高サ五尺マテ厚サ七寸  
以上ノ石又ハ煉瓦石類ヲ以テ築造シ屋棟ヨリ六  
尺以上(煙突ノ基礎)突出セシムヘシ但烟突最上部  
ノ厚サハ三寸マテ減スルモ妨ケナシ

第一百七条 竈前ニ近接シタル天井又ハ屋根裏ハ  
必ス不燃質物ヲ以テ掩フヘシ

第一百八条 火消所灰置場ハ竈前ニ豎六尺巾及ヒ  
深サ共三尺以上地盤ヲ穿チ石又ハ煉瓦石ヲ以テ  
其周圍ヲ築造スヘシ

第一百九条 焚物置場ハ石又ハ煉瓦石ニシテ竈前  
ヨリ三間以上ノ距離ヲ取り建設シ且ツ小出シ場  
ハ竈前ニ近接シテ之ヲ設クヘシ但木造ニ係ルモ  
ノハ不燃質物ヲ以テ其外部ヲ掩フヘシ

第一百十条 本条例ニ依リ難キ構造ヲ為サントス  
ルトキハ建築調査局ノ認可ヲ受クヘシ

### 美術及歴史上保存ヲ要スヘキ建物

第二百一条 市内現存ノ建物又ハ庭園ニシテ美  
術及歴史上保存ヲ要スル者ハ所有者ノ請求又ハ  
建築調査局ノ見込ヲ以テ主務省大臣ノ許可ヲ受  
ケ本条例ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第二百二条 神社仏閣其他建築上古来一定ノ様  
式ニ準據スヘキ建物ハ前条ノ例ニ依ルコトヲ得

第二百三条 前各条ノ建物ヲ修繕又ハ新築増築

セントスルトキハ建築調査局ノ認可ヲ受クヘシ  
其旧形ヲ変更スル者ハ建築調査局ハ更ラニ主務  
省大臣ノ許可ヲ得テ認可スルモノトス

木製家屋及木製裏長屋

第二百二十四条 木造家屋ノ構造ハ左ノ項ニ依ルヘシ

- 一 屋根ハ瓦葺ニ限ルヘシ
- 一 建家ノ敷地ハ周囲ノ地盤ヨリ高サ三寸以上タルヘシ
- 一 一戸ノ建坪ハ六坪以上タルヘシ
- 一 建家ノ床下ハ土台下端ヨリ高サ壹尺五寸以上トシ天井ノ高サハ敷居上端ヨリ七尺以上タルヘシ但二階三階等モ亦之ニ準スヘシ
- 一 毎戸前面出入口ノ外ニ窓又ハ出入口ヲ設ケ其幅員ノ総面積ハ毎戸建坪ノ五分ノ一以上タルヘシ但構造ノ模様ニ因リ本文ニ據リ難キトキハ特ニ認可ヲ受クヘシ
- 一 毎戸炊所ニハ煙筒又ハ引窓ノ類ヲ設クヘシ
- 一 建家ノ周囲ハ幅六尺以上ノ空地ヲ存スヘシ
- 一 便所ハ毎戸ニ一ヶ所以上ヲ設クヘシ
- 一 毎戸炊竈ノ煙管ハ不燃質物ヲ以テ構造シ屋上等ヲ通過スル時ハ外部ヨリ厚サ三寸以上ノ石材ヲ用ヒ充分火慮ヲ防クヘシ
- 一 住室ハ総テ天井ヲ張ルヘシ
- 一 水流シハ煉瓦石、石材、厚板又ハ敲キ等ノ類ニテ造リ下水路ニ接続スヘシ
- 一 床板ハ薄クトモ六分以上ノ材料ヲ用ヒ両傍ノ透カサル様構造スヘシ
- 一 壁ハ土大津以上ノ物料ヲ以テ構造スヘシ

裏長屋

第二百五条 長屋トハ一棟ノ建物ニシテ二戸以上ヲ設ケ人ノ居住ニ供スルモノヲ云フ

第二十六条 裏長屋ハ公道ニ通スル幅六尺以上ノ路次ヲ設クヘシ但門戸柵等ヲ構造スルモ其通路ヲ狭ムヘカラス

第二十七条 裏屋ハ衛生上ノ為メ其建坪五分ノ一以上(分線路次)ノ空地ヲ設クヘシ

第二十八条 建物ヲ路次上ニ架設スルトキハ地上ヨリ高サ十尺以上ニ構造スヘシ

第二百二十九条 裏屋家屋軒ノ高サハ一般ニ路面ヨリ本家マテ十一尺五寸以上ニシテ若シ二階ヲ設クルトキハ軒高サ十五尺以上トナスヘシ

第三十条 路次ニ沿フタル軒先ニハ総テ竹又ハ金属ヲ以テ製シタル軒樋及豎樋ヲ設置シ雨水ノ路次面ニ流下ナスヲ防禦スヘシ

屠所及市場

第三十一条 屠所ハ住屋ヲ距ルコト六十間以上ニシテ給水ノ充分ナル処ニ設置スヘシ

第三十二条 屠所ニハ墻塼等ノ外圍ヒヲ設クヘシ

第三十三条 屠室及屋根アル市場内空ノ高サハ十一尺以上ニシテ其底面ニハ煉瓦等ヲ敷キテ不透水性トナシ且ツ適宜ノ勾配ヲ附シ汚水ヲ導去ルヘシ

第三十四条 屠所ノ汚物溜及澄池ノ壁ハ糞坑ニ等シキ要約ヲ具フヘシ

畜舎

第三十五条 畜舎ノ底面ハ煉瓦石、石材又ハ敲キ等ノ類ヲ以テ不透水性トナスヘシ且ツ適宜勾配ヲ付シ下水溝ト結合セシムヘシ

第三十六条 畜舎ノ底面ハ地水ノ最高面ヲ去ルコト壹尺三寸以上タルヘシ

第三十七条 畜舎及飼糧置場ノ上ニ住室ヲ設クル場合ニハ畜舎及飼糧置場ハ不燃質物ヲ以テ其天井ヲ築造スヘシ且ツ街路ニ向ツテ出入口ヲ設クヘカラス

廁圍及井戸ノ關係

第三十八条 雪隠、塵芥捨場、水溜ト井戸トノ間ハ少ナクモ二十尺以上ノ距離ヲ存シ設置シ井戸ハ汚水ノ竄入ヲ防クヘシ若シ止ムヲ得スシテ石及煉瓦壁ノ傍ニ井戸ハ勿論其他ノモノヲ堀設セントスルトキハ少ナクモ十二尺以上ノ距離ヲ存シ其円壁ヲ少ナクモ煉瓦横二枚ノ厚サニ為スヘシ

第三十九条 廁圍ハ必ス外氣ニ通スル窓ヲ設クヘシ

第四十条 廁圍踏板下ノ周壁ハ石、煉瓦、又ハ

厚サ三寸以上ノセメント煉砂利ヲ以テ構造スヘシ

第百四十一条 廁圍ノ糞坑ハ必ス不透水性ノ物ヲ以テ構造スヘシ

第百四十二条 廁圍糞坑ノ周縁ハ不透水性ノ物ニテ造リ坑ノ内部ニ向ツテ充分勾配ヲ附スヘシ

第百四十三条 運搬スヘキ便器ノ装置シタル廁圍ノ底面ハ不透水性ノ物ヲ以テ造ルヘシ

第百四十四条 廁圍ニハ中空ノ直径六寸七分以上ノ不透水性随糞管ヲ設ケ其周圍ヲ空虚ニシテ壁柱等ヲ去ルコト二寸三分以上ナラシムヘシ

#### 第五章 衛生ニ関スル条項

第百四十五条 住居用地所ニハ純良ナル飲用水ノ供給アルヲ要ス

第百四十六条 住居家屋ノ半窖及窖室ニハ住室ヲ設クルヲ得ス

第百四十七条 新築改築若クハ増築シタル家屋ハ落成ノ後建築調査局ノ検査ヲ經タル上ニアラサレハ使用スルコト得ス但使用見込ノ日ヨリ逆算シテ遅クモ七日前ニ届出テ認可ヲ請フヘシ

第百四十八条 住居用家屋ト厩若クハ衛生上害アルヘキ工場ト直接セル場合ニ於テハ其疆界ニ間隙ナキ天井及壁ヲ設クヘシ

第百四十九条 衛生上ニ害アル住屋ハ建築調査局ニ於テ之カ使用ヲ禁スルコトアルヘシ

第百五十条 住地ニハ適宜ノ場所ニ蓋アル不透水性ノ塵溜ヲ置クヘシ

#### 第六章 雜 則

第百五十一条 街路又ハ隣家ニ接シタル建物ヲ崩却スルカ又ハ地面ヲ堀穿スルトキハ其隣壁ニ損害ヲ生セサル様其予防ヲ施スヘシ

第百五十二条 建築ノ為メ設クル脚代ハ堅牢ニ造リ木材瓦石等墜落スルヲ防クヘシ

第百五十三条 街路ニ沿フタル地面ニ基礎築造ノ為メ堀穿スルトキハ其坑穴ヲ標シ或ハ之ニ堅牢ナル防圍ヲ設クヘシ

第百五十四条 街路ニ沿フタル建築場ハ建築調査局ヨリ認可ヲ得タル上ハ板圍ヲ設クヘシ

#### 罰 則

一 工事請負人ハ本則ヲ確守スルハ勿論計畫建築師ノ仕様書ヲ遵奉シ築造スヘシ若シ請負人仕様書ニ違フコト(變<sup>レ</sup>遷<sup>ル</sup>)アルトキハ百円ヨリ少ナカラサル罰金ヲ科スヘシ

一 建築師ヨリ請負人ニ与フル所ノ仕様書中ニ建築調査局ノ認可ヲ受ケタル仕様書ト差違アル場合ニ於テハ其建築師ニ百円ヨリ少ナカラサル罰金ヲ科スルモノトス

一 建築調査局吏員築造方本則ニ触レタル廉アリト認メタル工事ハ差止め請負人ヲ召喚スヘシ若シ喚出状ヲ受ケ廿四時間内ニ出頭セサルトキハ十円ヨリ少ナカラサル罰金ヲ附科ス

一 職工ニシテ請負人ト慣レ合ヒ本則ヲ犯スモノハ五円ヨリ少ナカラサル罰金ヲ科ス

一 請負人ハ必ス自身出頭スヘシ

LIST OF DRAFTS OF BUILDING ORDINANCE  
FOR THE CITY OF TOKYO AND THEIR MATERIALS FOUND  
IN TSUMAKI LIBRARY WHICH IS NOW OWNED  
BY THE ARCHITECTURAL INSTITUTE OF JAPAN

Yorifusa Ishida

Center for Urban Studies, Tokyo Metropolitan University  
*Comprehensive Urban Studies*, No.19, 1983, pp.169—188

Dr. Yorinaka Tsumaki, famous government official and architect in the Meiji-Era, was said to have drafted a building ordinance for the City of Tokyo in 1889. But this plan had been pigeonholed and the drafts itself was believed to be missing.

However recently, Dr. Tsumaki's draft and other related materials including many other drafts were found in the library of the Architectural Institute of Japan. In this issue of C.U.S. we intended to publish with the consent of the library of A. I. J. an entire list of these drafts and materials along with some explanations. And we also published the full texts of two important drafts out of them.